

## 愛知県立大学長久手キャンパス車両入構規程

### (目的)

第1条 この規程は、愛知県立大学長久手キャンパス（以下「本学」という。）構内における自動車の駐車を規制し、環境保全、歩行者の安全及び災害時の防災路を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（自動二輪車、緊急自動車及び本学が保有する自動車を除く。）をいう。

### (許可)

第3条 自動車を構内に駐車しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 駐車の許可は、定期駐車許可、特別駐車許可及び臨時駐車許可の3種類とし、定期駐車許可証（様式1-1）又は特別駐車許可証（様式1-2）若しくは、臨時駐車許可証（様式1-3）を交付して行う。

### (許可の基準)

第4条 定期駐車の許可は、別に定める駐車許可基準に該当する者及び管理上の諸条件を考慮し特に学長が認めた者に対し与えるものとする。

2 特別駐車の許可は、教育研究その他正当な用務のため自動車で入構する必要がある教職員、学生（大学院生を含む。以下「学生」という。）及び工事関係者等で、学長が認めた者に対し与えるものとする。

3 臨時駐車の許可は、前2項に規定する者以外の者で、構内に正当な用務を有し、かつ、自動車で入構する必要がある者に対し与えるものとする。

### (許可の申請)

第5条 定期駐車の許可を受けようとする者は、定期駐車許可証交付（変更）申請書（様式2）を学生及び非常勤講師にあっては学務部に、教職員及び生協等業者にあっては管理部に提出するものとする。

2 前項の申請は、随時できるものとする。

ただし、新たに本学の学生又は教職員等になった者にあつては、原則として、4月1日から4月15日までの間におこなうものとする。

3 特別駐車の許可を受けようとする者は、管理部（学生にあっては学務部）に特別駐車許可証交付（変更）申請書（様式3）を提出しなければならない。

4 臨時駐車の許可を受けようとする者は、その都度、守衛室に届け出て必要事項を記入しなければならない。

### (添付、提示書類)

第6条 定期駐車の許可を受けようとする学生は、定期駐車許可証交付（変更）申請書に任意賠償自動車保険証の写し及び運転免許証の写しを添付するとともに学生証を提示しなければならない。

2 定期駐車の許可を受けようとする教職員は、定期駐車許可証交付（変更）申

請書に任意賠償自動車保険証の写しを添付しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、身体障害者、疾病者は、医師の診断書等を別に添付しなければならない。

また、勤務等特別の事情を有する者は、勤務証明書等、その理由を証する書類を添付しなければならない。

(許可の有効期間及び期間更新)

第7条 定期駐車許可証の有効期間は、原則として、4月1日(年度の途中で許可を受けた者は、許可を受けた日)から翌年3月31日までとする。

2 すでに、定期駐車許可を受けている者が許可証の有効期間満了後も引き続き、定期駐車許可を必要とする場合は、駐車許可継続申請書(様式4)を第5条第1項の規定に準じて提出するものとする。ただし、教職員については自動更新とする。

3 特別駐車許可証の有効期間は、3か月以内の必要な期間でその都度決める。

4 臨時駐車許可証の有効期間は、当日限りとする。

(変更事項の届出)

第8条 第5条第1項及び同条第3項に規定する駐車許可証交付(変更)申請書(様式2及び3)に記載した事項に変更があったときは、速やかに同条及び第6条の規定に準じて変更申請しなければならない。

(許可の取消)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、学長は駐車許可を取り消すことができる。

(1) この規程に違反したとき。

(2) 第4条第1項及び同条第2項の規定に該当しなくなったとき。

(駐車許可証の失効及び返還)

第10条 駐車許可を受けた者が、本学の学生若しくは教職員等でなくなったとき、又は、第9条の規定により駐車許可を取り消されたときは、駐車許可証は以後効力を失うものとする。この場合、学生にあっては学務部に、教職員等については管理部に、直ちに駐車許可証を返還しなければならない。

(駐車場)

第11条 駐車を許可された自動車は、本学構内の指定された場所に駐車するものとする。

(遵守)

第12条 構内において自動車を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定された場所以外に駐車しないこと。

(2) 身体障害者以外の者は、身体障害者用の駐車スペースに駐車しないこと。

(3) 駐車中は、駐車許可証を自動車の前面の外部から容易に確認できる位置に表示すること。

(4) 構内においては、毎時20キロメートル以下で走行すること。

- (5) 騒音防止に努めること。
- (6) 構内の施設及び設備を破損しないこと。
- (7) その他本学の指示に従うこと。

(構内で発生した事故の責任)

第13条 構内で発生した自動車に関する事故については、本学はその責を負わない。

(その他)

第14条 第3条の規定により、駐車許可証を交付された者であっても、駐車場所の確保を保証されるものではない。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 駐車許可基準

区分 \ 項目	1 距離または時間	2 運転経験	3 保険 (対人)	備考
学部学生 (3年生以上)	公共交通機関を利用した場合の通学時間が90分以上を要し、かつ自動車を利用した場合に通学時間が短縮できる者。	運転免許取得後の運転経験が1年以上あること。	無制限の対人賠償自動車保険に加入していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の1, 2, 3のいずれにも該当すること。</li> <li>・身体障害者、疾病者及び勤務者など特別な事情を有する者は項目3に該当すること。</li> </ul>
大学院生	申請があれば認める。			3に該当すること
教職員	通勤手当を交通用具利用で認定された者は、全て許可する。			
非常勤講師 生協、業者等	申請があれば認める。			

備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行日において、既に許可を受けている者についてはこの規程により許可を受けたものとみなす。</li> <li>2 平成29年度以前入学の学生については、なお従前の例による。</li> <li>3 この「駐車許可基準」は、平成30年4月1日より適用する。ただし、学生については平成30年度入学生より適用するものとする。</li> </ol>
----	---